

令和7年3月

お客さま各位

鶴岡信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組について

平素は鶴岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「手形・小切手の全面的な電子化」に伴い、小切手によらない当座預金からの払戻方法として、下記のとおり「払戻請求書」による当座預金払戻の取扱いを開始いたします

今後もより一層のサービス・利便性の向上に努めて参りますので、引続きお引き立ていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

令和7年4月1日（火）

2. 「当座勘定払戻請求書」発行手数料

1冊（100枚）・・・ 2,200円（税込）

※ お渡しまで1ヶ月程度かかる場合がございます。

3. 使用方法

（1）払戻請求書に記入・押印いただくことで当座預金からの出金が可能となります。

※当金庫所定の本人確認資料の提示をお願いする場合があります。

（2）当座勘定払戻請求書は当座預金の取引店のみ使用できます。

（3）当座勘定払戻請求書は切り離さず、払戻帳ごと当金庫取引店へ提示ください。

4. 当座勘定規定の改定について

（1）改定する規定

「当座勘定規定（一般用）」

（2）主な改定内容

当座預金からの払戻について、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取扱いを開始することに伴う所要の改定。

※ 改定後の規定については、当金庫HP「各種規定一覧」に掲載しておりますのでご参照願います。

以上